

－ 審査事務規程の一部改正について（第 63 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 4 月 1 日（一部は令和 7 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 新規検査等における書面審査関係 [別添 2]
 - 別添 2 新規検査等書面審査要領について、本文＋附則 1～4 から成り立っていた構成を見直して一本化するとともに、対象となる検査種別と自動車の種類をわかりやすく表現します。
 - 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を図ります。
 - 自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定します。
2. 並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係 [別添 3]
 - 同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定します。
 - 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式）及び車両諸元概要表（第 2 号様式）について、記載項目及び構成を見直して簡素化します。
3. 令和 7 年 4 月 1 日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の 2 か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日に変更します。[4-25] [様式 16]
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347